

# 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

刈払機作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止すること等を目的として「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」(平成12年2月16日基発第66号)が定められています。事業者は、刈払機取扱作業者を雇用して業務を行う場合は、その安全衛生教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を開催いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成30年5月24日(木) 9:00~17:00 (受付8:35~8:50)
2. 会 場 アイ・ドーム(一関市東台50-46)
3. 受講料 **【会員】 10,260円** (消費税8%込) (受講料 7,560円 テキスト代 2,700円)  
**【非会員】 11,340円** (消費税8%込) (受講料 8,640円 テキスト代 2,700円)  
※個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
4. 申込締切日 **5月2日(水)** ただし先着**40名**に達し次第締切らせていただきます。  
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
5. キャンセルの取扱 **5月17日(木)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
6. 申込方法 裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。(FAX可)  
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720**  
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

## 7. カリキュラム

時間	講習科目
8:50~9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	刈払機に関する知識(1H)
10:05~11:05	刈払機を使用する作業に関する知識(1H)
11:10~11:40	刈払い機の点検及び整備に関する知識(0.5H)
12:40~14:40	振動障害及びその予防に関する知識(2H)
14:50~15:20	関係法令(0.5H) (実技)
15:30~17:00	刈払機の作業等(1.5H)

※休憩 10:00~10:05、11:05~11:10、昼食休憩 11:40~12:40、休憩 14:40~14:50、15:20~15:30

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

8. その他 (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、受付終了後(振込確認後)お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- (3) 昼食をご持参下さい。(斡旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- (4) 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- (5) 所定労働時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。
- (6) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

## 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育受講申込書

平成30年5月24日(木)

ふりがな		生年 月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	〒 _____ (番地まで詳しくご記入下さい)					
	TEL _____ 緊急用(携帯電話)					

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 _____ (番地まで詳しくご記入ください)				
	事業場名 代表者名	TEL _____	FAX _____	担当者名	内線( _____ )	
※該当箇所○印をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会 会員の有無	有 無	窓口以外で申込の場合の 受講票送付先と振込予定日	勤務先 自宅	振込予定日 月 日

平成 年 月 日

受講者名 (本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

## 〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、本籍、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。